⚠ ⚠ ⚠ ⚠ ⚠ 八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業 ⚠ ⚠ ⚠ ⚠ ⚠

避難路に面する危険ブロック塀等の安全対策に要する経費の一部を支援しています。

危険なブロック塀等の安全対策工事費用を

12 最大 万円 補助します。

八戸市では、地震時におけるブロック塀等（補強コンクリートブロック造の塀及び組積造の塀。門柱を除く。）の倒壊による事故の発生及び避難経路の閉塞を未然に防止することを目的として、避難路に面する危険なブロック塀等の安全対策に要する経費に対し、一部を補助する事業を行っています。

自宅のブロック塀をチェックしてみましょう!

（国土交通省作成「ブロック塀の点検のチェックポイント」より抜粋）

- ✓ 塀の**高さ**は2.2m以下である。
- ✓ 塀の**厚さ**は10cm以上である。（高さが2mを超え2.2m以下の場合は15cm以上）
- ✓ **控え壁**がある（塀の高さが1.2m超えの場合）
- ✓ コンクリートの**基礎**がある。
- ✓ 塀に傾きや**ひび割れ**がない。
- ✓ 塀に**鉄筋**が入っている。
- ✓ 基礎の**根入れ**の深さは30cm以上である。（塀の高さが1.2m超えの場合）

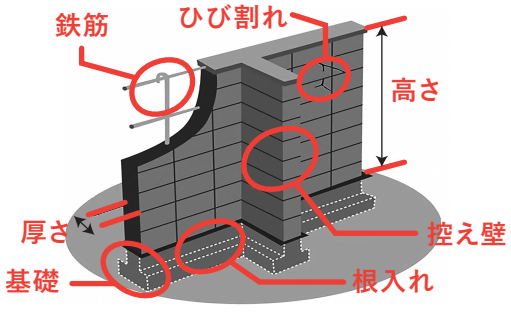

ひとつでも適合しない場合は**危険なブロック塀**の可能性があります。
詳しくは建築指導課（裏面下部に記載）までお問い合わせください。

申請開始日 2025年5月1日（木）から ※予算額に達した時点で終了。（先着順）

八戸市 Hachinohe City

申請開始日 2025年5月1日(木)から　※予算額に達した時点で終了。（先着順）

2026年1月末日までに工事が完了し、実績報告する必要があります。

補助金額 補助金額 ＝（Ⓐ Ⓑ のいずれか低い額）× $\frac{2}{3}$　**上限金額** 12万円

Ⓐ 対象工事費用の額　Ⓑ 15,000円/mを補助対象塀の総延長に乗じて得た額

補助要件 次のすべてに該当するものが対象です。

◆次の ❶～❸ いずれかの避難路沿道に存する。

❶ 津波避難計画図の避難路又は避難所までの主経路

❷ 土砂災害ハザードマップの避難路

❸ 市内の住宅等から避難所又は避難場所への経路となる国道、県道、市道（窓口または市ホームページで確認できます。）

◆**個人所有である。**（市税を滞納していない個人。配偶者、所有者の二親等内まで申請可。）

◆**ブロック塀等について、建築士、ブロック塀診断士又は施工業者による耐震診断**※1**で倒壊の危険性があると判断された。**

※1「ブロック塀の点検のチェックポイント（国交省作成）」を用いて、ブロック塀等の安全性を確認すること。

◆**道路面からの高さ**（基礎を含む。）**が1m以上である。**

◆**過去に本事業の補助金の交付を受けておらず、なおかつ今後その他の補助金等の交付を受ける予定がない。**

◆**建築基準法第9条に基づく命令を受けていない。**

◆**耐震改修工事等**※2**の結果、補助対象塀又は設置するフェンスが地震に対して安全な構造となる。**

※2 ブロック塀等の耐震化を図るために行う『耐震改修』、『建替え』または『除却』。

『耐震改修』→専門家の設計により行われるブロック塀等の耐震改修工事。

『建替え』→ブロック塀等を撤去し、軽量なフェンスを設置する工事。

『除却』→ブロック塀等の全部又は一部を取り除く工事。

◆**耐震改修工事等の結果、補助対象塀又は設置するフェンスが建築基準法上の道路に突出して残存しない。**

◆**一部を除却する場合は、道路面からの高さ（基礎を含む。）が1m未満となる。**

◆**申請者は、暴力団員でない又は暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない。**

補助対象工事

ブロック塀等の耐震化を図るために行う、耐震改修工事等。
一部除却の場合、道路面からの高さ（基礎を含む。）が1m未満となること。

申込方法

申請書に必要書類を添えて、八戸市都市整備部建築指導課（別館6階）に提出。

必要書類 工事の契約前に申請が必要です。

1 申請書
2 位置図
3 配置図
4 設計図書
5 工事する塀・フェンスの概要図　など
6 現況写真
7 見積書
8 本人確認書類
9 工事同意書

申請書入手方法

申請書は八戸市ホームページからダウンロードするか建築指導課窓口で入手できます。

お問合せ先

電話 0178-43-9137　FAX 0178-41-2302
メール kenchikusido@city.hachinohe.aomori.jp
八戸市 都市整備部 建築指導課　青森県八戸市内丸1-1-1（別館6階）

QR

詳しくはコチラから!